

船橋市防犯灯設置管理業務に関する質問及び回答内容

No,	項目	質問	回答
1	予算について	本件の賃貸借契約は、「長期継続契約」と「債務負担行為」のどちらでしょうか。	債務負担行為となります。
2	仕様書6(6)(ウ) 仕様書/別表第2/維持管理/保険	動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が破損した際の修理費用や、滅失して契約が継続できない場合の残賃借料の取扱いに関しては、別途協議との認識でよろしいでしょうか。	仕様書P.19 「(ウ) 修繕及び保険 i」に記載している事由以外の修理費用については、別途協議させていただきます。
3	仕様書/別表第2/設置段階/遅延・未完了	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議いただけますでしょうか。(社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です)	社会・経済情勢の悪化など事業者の責によらない不可抗力に起因することが証明できる場合は、別途協議させていただきます。 ただし、その間に不点灯となった灯具については、優先的に交換するなど影響を最小限とするよう対応をお願いいたします。
4	仕様書/別表第2/維持管理/第三者賠償	地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等が原因で貴市や第三者が被害を被った場合は受注者は免責としていただけますでしょうか。	事業者の責による第三者への損害賠償義務とは、不可抗力に起因するものを除きます。そのため、不可抗力に起因する事業者の第三者への賠償責任は免責いたします。
5	独立柱及び中間柱について	契約期間中の柱(独立柱及び中間柱)部分の所有者責任は、町会等又は貴市負担でよろしいでしょうか。	契約期間中の柱(独立柱及び中間柱)部分の所有者責任は、町会等となります。
6	仕様書/別表第2/維持管理/公共施設損傷	貴市の帰責による市の施設・設備の損傷は、貴市の負担でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	契約書について	本件にて利用予定の契約書のひな形がございましたら、入札前にいただけますでしょうか。	参加申込を行った事業者に対して、別途メールにてお示しいたします。
8	契約書について	落札後、契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただけますでしょうか。	可能な範囲で協議させていただきます。
9	仕様書6(5)	本件、賃貸借期間満了後の物件については無償譲渡との条件ですので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い(賃貸借料には同費用分は含めない)でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No,	項目	質問	回答
10	入札・契約保証金について	入札保証金及び契約保証金は不要・免除との認識でよろしいでしょうか。	入札保証金は不要となります。 契約保証金は、調査・移管、個別発注にかかる部分は受託候補者の実績等を勘案し決定する予定ですが、リース部分については免除いたします。
11	全般	受託候補者となれました後、協議事項について合意に至らず交渉を断念する場合、ペナルティは発生しないでしょうか。	受託候補者の特定後、見積合わせを行います。それまでの間に辞退された場合はペナルティは発生しません。ただし、辞退に当たっては、詳細な事由を記載した「辞退届」の提出を求め、本市においてその理由を確認いたします。 また、見積合わせ後の辞退につきましては、入札に準じて指名停止などのペナルティが発生する場合があります。
12	実施要領11 (3)	企画提案書につきまして、以下、ご確認をお願いいたします。 ①ご提案資料には枚数制限はないとの認識でよろしいでしょうか。 ②ご提案資料には頁番号を記載させて頂いてもよろしいでしょうか。 ③カラー印刷でもよろしいでしょうか。	①ご認識のとおりです。 ②頁番号の記載をお願いします。 ③提案に際して必要であればカラー印刷でも差し支えありません。
13	実施要領11 (3)	提案書の副本につきましてご確認をお願いいたします。 ①提案者（代表企業、構成員）の名前は特定できない様に、マスキング又はブランク等とする対応が必要でしょうか。 ②事業グループの会社名、市内事業者、その他協力会社の社名は記載して良いでしょうか。 ③メーカー名はオープンとさせて頂いてもよろしいでしょうか。	①不要となります。 ②記載していただいて差し支えありません。 ③メーカー名を記載していただいて差し支えありません。
14	既存灯具等の撤去について	既存灯具及び付属設備等は撤去処分することとありますが、こちらは第三者の所有物件ではなく、貴市に移管された貴市所有の物件との認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	実施要領P4 8 (1) 提出書類	共同体で参加する場合がありますが、②③につきまして、代表となる企業のみ提出で良いでしょうか。 もしくは全ての企業で提出が必要でしょうか	②については、構成員となる全ての企業についてご提出をお願いします。 ③については、実績要件は代表企業のみで差し支えありません。
16	実施要領P7 1 2 (5) 説明資料	「プレゼンテーションで使用した資料を事務局に提出」とありますが、7月15日までの提案受付期間に提出ではなく、プレゼンテーション後に使用した資料を提出するという認識で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。

No,	項目	質問	回答
17	仕様書 5P (1)-①-ウ-(ウ)	道路及び河川以外の公有地の一覧または、場所が分る資料等は提供可能でしょうか。	市HPに掲載している固定資産台帳をご活用ください。（財務書類： https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/zaisei/003/index.html ）なお、県・国に関する情報は、それぞれの機関にご確認ください。
18	仕様書 6P (1)-①-エ-(ア)	データの取得に同意されていない町会も、調査・移管意思決定支援の対象と考えてよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
19	実施要領 5 スケジュール	協定書及び契約の締結日をご教示ください。	9月初旬とする予定です。
20	実施要領 9 提案限度額	記載のある提案限度額については、契約時の予定額ではないという記載がありますが、契約金額に仕様書別表第1の個別発注の予定金額を加えたものが事業費総額という解釈でよろしいでしょうか。	提案上限額は、仕様書別表第1の個別発注の費用を含めた総額となります。
21	実施要領 9 提案限度額	調査・移管にかかる業務、リース料、個別発注に関する項目各々の提案限度額の設定がある場合、金額をご教示ください。	各項目ごとの提案上限額は設けておりません。
22	実施要領 11 提案書の提出(3)	提案書には事業者名やメーカー名なども記載しても問題ないでしょうか。	記載していただいて問題ありません。
23	実施要領 12 プレゼンテーション (5)	プレゼン時の投影資料は、当日投影し発表後にデータをお渡しする形でよろしいでしょうか。	その方法で問題ありません。
24	実施要領 17 その他留意事項(2)	受託候補者と随意契約の見積合わせによる協議が整わなかった場合の措置をご教示ください。	受託候補者の特定後、見積合わせを行います。それまでの間に辞退された場合はペナルティは発生しません。ただし、辞退に当たっては、詳細な事由を記載した「辞退届」の提出を求め、本市においてその理由を確認いたします。 また、見積合わせ後の辞退につきましては、入札に準じて指名停止などのペナルティが発生する場合があります。
25	実施要領 17 その他留意事項(6)	契約書の雛形をご提示ください。契約書が複数に渡る場合は複数ご提示ください。	参加申込を行った事業者に対して、別途メールにてお示しいたします。
26	実施要領 17 その他留意事項(7)	単価契約で契約するものは個別発注に関する項目のみと解釈してよろしいでしょうか。	第6号様式見積書内、見積内訳①に記載の項目で単価契約を行う予定です。
27	実施要領 17 その他留意事項(7)	調査・移管にかかる業務とリース料は別契約になると解釈してよろしいでしょうか。	仕様書に記載されている内容について、全てを1つの契約として締結していただきます。
28	仕様書 p.1 4 契約の概要(3)	他の自治体の区域内に市が管理する防犯灯が設置されている場合には、その範囲も含むと記載がありますが、他の自治体への作業手続きは不要と考えてよろしいでしょうか。	他の自治体の区域内に防犯灯が設置されている場合には、必要な手続きについて事業者にてご対応をお願いします。

No,	項目	質問	回答
29	仕様書 p.2 4 契約の概要(4)	社会情勢の影響による物資不足及び資材の供給が滞り、スケジュールに遅延が生じた場合、ペナルティは無いと解釈してよろしいでしょうか。	社会・経済情勢の悪化など事業者の責によらない不可抗力に起因することが証明できる場合は、別途協議させていただきます。 ただし、その間に不点灯となった灯具については、優先的に交換するなど影響を最小限とするよう対応をお願いいたします。
30	仕様書 p.3 5 事業の概要(6)	灯具新規設置について、契約時に定めた単価にて対応すると記載がありますが、単価契約は現時点のものでしかできません。設置時期、数量確定後、資材費、労務費等の高騰による単価の見直しはできるものと解釈してよろしいでしょうか。	仕様書P.22「エ 個別発注」に記載のとおり、個別発注分については、物価や人件費高騰を理由に単価の変更を協議することは可能です。 単価の変更を行う際には、公共工事労務単価や建築物価指数等の増減幅を加味し、協議する予定です。
31	仕様書 p.5 6 事業内容(1)①ウ(ウ)	公有地に該当する場合は管理者を示すこととありますが、公有地・民地の判断は目視や簡易調査で判断できるものの、県又は国の判断に道路台帳や登記簿等での確認となるため、あくまでこの判断は公有地もしくは民地だけの判断でよろしいでしょうか。	市有地については、市HPに掲載している固定資産台帳をご活用ください。(財務書類： https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/zaisei/003/index.html) なお、県・国に関する情報は、それぞれの機関にご確認ください。
32	仕様書 p.6 6 事業内容(1)①エ	防犯灯および独立柱の位置は、提供される地図に記載があると思いますが、中間柱の配置についても同じく配置図を提供いただけますでしょうか。	町会・自治会によって、中間柱の記載の有無は異なります。市として提供できる位置図は町会・自治会が作成した位置図のみとなります。
33	仕様書 p.6 6 事業内容(1)	提供情報について、町会等が作成した防犯灯位置図(紙資料)、商店街が作成した商店街路灯位置図(紙資料)等を本質疑回答時にご提示ください。	契約事業者にのみ提供いたしますので、現時点で提供はできません。
34	仕様書 p.6 6 事業内容(1)①エ	防犯灯の位置図や電力契約データの取得率が95%同意とありますが、同意されない箇所が発生した場合は、どのようなお考えでしょうか。	市が町会・自治会に対し同意を求めています。同意いただけなかった分は、電力会社の領収証や集約分内訳表にて灯数を確認していただき、町会・自治会が作成した地図にて調査していただきます。
35	仕様書 p.6 6 事業内容(1)②ウ	独立柱、中間柱について、調査点検により補修すべきもの及び更新優先順位を示すことと記載ありますが、数量不明の為、費用は別途としてよろしいでしょうか。	独立柱、中間柱の調査に関する費用は仕様を含めて算出してください。なお、電柱共架等により、不要となった独立柱の撤去費用については、仕様を含めておりません。
36	仕様書 p.7 6 事業内容(1)③	調査結果の提出は、膨大な量となるためデータでよろしいでしょうか。	仕様書P.10「(イ) 町会等別資料の作成」に記載のとおり、町会毎に結果報告を作成していただくこととなるため、データのみでなく、紙媒体の提出もお願いいたします。
37	仕様書 p.10 6 事業内容(3)	灯具移管事務について、町会意向確認の時期と期間をご指示下さい。	配置案をいつ頃ご提出いただけるかにより異なりますが、現時点では令和9年8月から4か月程度と想定しております。各町会・自治会へ調査結果及び配置案を配布してから、電力会社が40,000灯近くを一斉に名義変更する時間を考慮して時期と期間を決定することになります。

No,	項目	質問	回答
38	仕様書 p.10 6 事業内容(3)②ア(ア)	防犯灯配置案について、独立柱についている防犯灯を共架等により可能な限り減らすことと記載がありますが、この場合の独立柱は撤去処分ですよろしいでしょうか。 また見積上、数量が不明ですのでご教示下さい。	電柱共架し、不要となった独立柱の撤去については、仕様を含めておりません。
39	仕様書 p.10 6 事業内容(3)②ア(ア) ii	独立柱から共架移設した場合、独立柱は残地でよろしいでしょうか。 撤去の場合について、現時点灯数が不明であり、積算が不可能なため、撤去の費は別途協議でよろしいでしょうか。	電柱共架し、不要となった独立柱の撤去については、仕様を含めておりません。
40	仕様書 p.11 6 事業内容(3)②イ(イ)	全町会分の契約照合含め、移管にあっても、事業者で行う場合電力会社への委任状が必要となりますが、この委任状は貴市で取得されますでしょうか。	名義変更にかかる委任状については、市が町会・自治会から取得いたします。なお、契約照合については、現在95%程度の町会・自治会から取得し、契約事業者においても取得できる形としています。
41	仕様書 p.12 6 事業内容(4)②ア(エ)	遮光板について、既存がついている場合は設置することが条件となりますが、資料からその数量がわかりません。遮光板の数量をご教示いただけますでしょうか。 不明の場合は、積算用に仕様・数量をご指定いただけますでしょうか。	既存の遮光板の数について、市でも把握しておりません。 数量は、事業者の過去の実績等に基づき、合理的にお見積りをお願いします。 仕様については、新たに設置する灯具に対応する遮光板を選定ください。 なお、リース灯具の附属物となる遮光板はリース物品となる点にご留意ください。
42	仕様書 p.12 6 事業内容(4)②ア	更新対象の防犯灯の遮光装置の数量と仕様が不明です。見積上、必要ですので、数量と仕様をご指示ください。	既存の遮光板の数について、市でも把握しておりません。 数量は、事業者の過去の実績等に基づき、合理的にお見積りをお願いします。 仕様については、新たに設置する灯具に対応する遮光板を選定ください。 なお、リース灯具の附属物となる遮光板はリース物品となる点にご留意ください。
43	仕様書 p.12 6 事業内容(4)③	管理プレートの材質およびサイズについてご教示願います。	仕様に記載した内容以外の材質やサイズについては、ご提案をお願いします。
44	仕様書 p.14 6 事業内容(4)④	既存灯具のPCBは含有無しと解釈してよろしいでしょうか。 有りの場合は、2027年3月末までが処分期限の為、市指定保管場所への運搬までなど区分をご指示ください。	既存灯具において、PCB含有の安定器等はないものと想定して積算・提案をお願いいたします。万が一発見された場合は、関係法令を遵守のうえ、別途本市と協議して決定するものとします。
45	仕様書 p.14 6 事業内容(4)④	撤去した灯具にポリ塩化ビフェニル（PCB）入りの安定器が発見された場合についてお教え願います。	既存灯具において、PCB含有の安定器等はないものと想定して積算・提案をお願いいたします。万が一発見された場合は、関係法令を遵守のうえ、別途本市と協議して決定するものとします。
46	仕様書 p.15 6 事業内容(5)④	1灯あたりのリース単価について見直しはないとの記載ですが、仮に施工灯数が公募資料より大幅に減少（1/3の減少など）した場合、製品仕入れ単価も同額とはできかねます。単価の変更について、施工数量次第で協議させていただきますでしょうか。	事前に市への移管について町会・自治会の意向調査を行っているため、大幅な減少はないと考えておりますが、仮に大幅な減少があった場合には別途協議させていただきます。

No,	項目	質問	回答
47	仕様書 p.17 6 事業内容(6)①	p.27の別表で新設は5,000灯及び1,800灯の計6,800と読み取れますが、ここでは5,000灯となります。1,800灯は維持管理の対象外でよろしいでしょうか。	新設の見込み数は合計6,800灯となります。 P.17を修正いたします。
48	仕様書 p.17 6 事業内容(6)①	道路灯について、p.3の表ではコールセンターの対象外となっておりますが、該当ページではコールセンターの対象となっております。どちらが正しいでしょうか。	P.17の記載が、コールセンターにおいて求めている実際の仕様となります。 道路照明灯および商店街路灯については、防犯灯のようにコールセンターで場所の特定から修繕手配までを一貫して行う施設ではないため、P.3の表においては対象外として記載しております。 しかしながら、道路照明灯および商店街路灯も市担当課があるため、情報提供（引き継ぎ）という最小限の対応をお願いするものです。
49	仕様書 p.18 6 事業内容(6)②(ア) iii	提供されるデータは年に1度で、そのタイミングでの登録でよろしいでしょうか。	更新の頻度について指定はしていませんので、ご提案ください。可能な限り最新の情報をシステムに反映したいと考えております。
50	仕様書 p.18 6 事業内容(6)②(イ)	事業者側の費用に含まれない商店街灯や道路灯が維持管理期間中に新設された場合、システムへの登録や管理プレートの設置は本事業費に含まないという解釈でよろしいでしょうか。	道路灯については、別事業にて既に管理プレートが設置されております。 道路灯、商店街路灯ともにプレート設置は不要ですが、システムへの登録は必須となります。
51	仕様書 p.18 6 事業内容(6)②(イ)	管理プレートについて表に含む場合、別途設ける単価の中で対応いただくという認識でよろしいでしょうか。	リース防犯灯の管理のために設置される管理プレートについてはリース物品としておりますので、リース防犯灯と同様に別表第1に定める事項については発生数を見込みリース料金の範囲内で対応をお願いいたします。 なお、道路灯、商店街路灯ともにプレート設置は不要です。
52	仕様書 p.19 6 事業内容(6)	修繕費用の確保方法（動産保険の付保等）については、事業者が任意に選択できるものとする記載がありますが、防犯灯設置後に発生した不具合等の是正費用については、個別発注を除いて全て事業者の負担であると解釈してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
53	仕様書 p.21 6 事業内容(6)イ(ウ) ii (ii)	不点灯通報は、夜に入電する可能性が大いにあります。町会所有の場合は市の担当部署にも報告することとありますが、町会長（市民の方）に報告連絡をするという解釈でしょうか。	夜間通報があった際の対応等については、受託候補者と詳細を決定する予定ですが、夜間に市や町会長に報告していただくことは、想定しておりません。
54	仕様書 p.21 6 事業内容(6)イ(ウ) ii その他	契約満了後の継続利用の場合における利用料は、貴市負担としてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No,	項目	質問	回答
55	仕様書 p.22 6 事業内容(6)エ	個別発注単価について、事業満了の2029年3月31日の間に、各種材料および労務費も高騰する可能性は非常に高く、物価高を事業者側で想定して積算することはできかねます。従って、提案時の積算は今年度の定価や労務単価をベースに試算（その当時定価等を明記します。）し、物価上昇は協議可能でしょうか。	仕様書に記載のとおり、協議可能です。
56	仕様書 p.28 別表第2	設置段階における物価変動について、2年後の設置もございます。物価変動については事業者負担となっておりますが、協議とさせていただけないでしょうか。	リース灯具については、2年後の上昇を加味したうえでの見積りをお願いいたします。
57	仕様書 p.28 別表第2	急激なインフレ・デフレとは具体的に何%以上のことを指すのかご教示ください。	現時点で具体の数字を決めてはおりませんので、受託候補者と協議の中で決定したいと考えております。
58	仕様書 別表第2	別表第2のリスク項目の協議と記載のある項目について、市の考え方は基本的に協議の上、費用負担頂けると解釈してよろしいでしょうか。	協議と記載のある項目については、事象が発生した際に行うその時の協議の結果によるため、全てにおいて市が費用負担するという意味ではありません。
59	システム仕様書 p.4 6 再委託の禁止	防犯灯管理システムについて、構成企業が市販のクラウドサービス又はパッケージシステムを利用し、構成企業の責任において設定、項目調整、データ登録、運用管理、市との連絡調整及び保守対応を行う場合、当該市販サービスの利用は、システム仕様書に定める再委託には該当しないとの認識でよろしいでしょうか。 なお、この場合、サービス提供元の役割は、汎用サービスの提供、標準保守、クラウド基盤の維持管理等に限定し、本業務に係る個別の調査、データ作成、業務判断、市との協議、成果物作成等は構成企業が実施するものとします。	ご認識のとおりです。
60	道路占有に関して	既設の防犯灯について、設置された届出等が出ていない場合の届出の遵法化は必要でしょうか。	遵法化を図ってください。
61	道路占有に関して	既設の防犯灯について、届出の是正が必要なり、占有金額と過去まで遡っての金額が発生した場合は、市の負担と解釈してよろしいでしょうか。	事業者が費用負担していただくということはありません。
62	河川法に関して	既設の防犯灯について、設置された届出等が出ていない場合の届出の遵法化は必要でしょうか。	遵法化を図ってください。

No,	項目	質問	回答
63	河川法に関して	既設の防犯灯について、届出の是正が必要となり、占有金額と過去まで遡っての金額が発生した場合は、市の負担と解釈してよろしいでしょうか。	事業者が費用負担していただくということはありません。
64	仕様書6(5)リース ④数量について	付属物は遮光板を考慮する認識でよいか。 その場合、見込み数量を教えてください。	付属物の定義については、仕様書p.4記載のとおりです。 既存の付属物の数については、市でも把握しておりません。 数量は、事業者の過去の実績等に基づき、合理的にお見積りをお願いします。 仕様については、新たに設置する灯具に対応する遮光板を選定ください。 なお、リース灯具の付属物となる遮光板はリース物品となる点にご留意ください。
65	仕様書7支払いに関する 事項について	現段階で電工【公共労務単価】が千葉県¥31,400となっており、年5-6%上昇で推移している。 一斉交換工事予定が令和10年4月1日~令和11年3月31日となっており、2年後を想定しての労務設計単価での金額算定とすべきか。または、スライド条項など適用を想定されているのか。	令和10年4月1日から実施する一斉交換工事については、スライド条項を適用する予定はありません。2年後の上昇を加味したうえでの見積りをお願いいたします。
66	実施要領11の(4)電子データについて	PDFで問題ないか。	問題ありません。
67	実施要領12(2)出席者について	構成員以外のメンバー(灯具メーカー)の出席は可能か。	出席していただいて差し支えありません。
68	システム仕様15の(10)について	システムの利用期間が10年間という長い期間であるため、データセンターの利用料金が、世界インフレや為替レートなどの変動により著しい値上がりが生じた場合、リース料金増額の協議には応じていただけるか。	基本的に、リース灯数の増減以外の理由でリース単価を見直すことは想定していません。
69	仕様書エ 提供情報について	防犯灯位置図(紙資料)とのことだが、PDFの状態での借用することは可能か。紙資料とは具体的にどのくらいの数量があるのか。また、位置の座標データ(csv形式)や位置情報データ(Shape形式)については全く提供いただけないという理解でよいか。提供いただける部分があるならば、どの程度提供いただけるかをご教示いただきたい。	紙資料での提供とさせていただきます。町会の規模等により防犯灯位置図の枚数は異なり、1枚のケースもあれば、10枚ほどのケースもあります。防犯灯位置図は現状データ管理を行っていないため、CSVやShape形式での提供を行うことはできません。なお、令和7年度以降に新規設置された灯具(継続使用灯具)については、データ管理を行っているため、CSVやShape形式での提供が可能です。
70	契約書について	契約書の雛形がありましたら開示いただくことは可能か。	参加申込を行った事業者に対して、別途メールにてお示しいたします。
71	廃掃法について	既設物件の撤去・廃棄について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)」に基づき適正に対処することによろしいか。	ご認識のとおりです。

No,	項目	質問	回答
72		入札保証金、履行保証金および契約保証金は免除の認識でよいでしょうか。	入札保証金は不要となります。 契約保証金は、調査・移管、個別発注にかかる部分は受託候補者の実績等を勘案し決定する予定ですが、リース部分については免除いたします。
73		建設業法等に抵触する可能性がある業務を含んでいる場合、リース会社が発注する納入業者が当該業務を担当し、あくまでリース会社は完成品の賃貸借部分に対する契約を締結するという認識でよいでしょうか。	仕様書に記載の業務については、1本の契約として締結いたします。 複数企業の共同体で参加し、交換工事を建設業の許可を取得している構成員が担う場合においても、代表企業となった企業には、法令の範囲内でこの契約の責任者となっていただきます。 また、複数企業の共同体で参加される場合、必ずしもリース会社が代表企業になる必要はありませんが、実施要領に記載の代表企業としての要件があることが必須となります。
74	廃掃法について	賃貸人が産業廃棄物の収集・運搬・処分の許可を受けていない場合、許可のない先に委託すること、落札事業者であるリース会社が受託することは、委託および受託側双方が廃掃法の違反になります。既存物件の所有者が賃借人であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき、賃借人が排出事業者として、賃貸人若しくは賃借人が認めた工事会社が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の契約締結における事務代行を受け、賃貸人が費用の立替払いをする解釈してよろしいでしょうか。もしくは、入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分するという解釈でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
75	保険について	賃貸借期間開始日までの仮使用について 動産総合保険は賃貸借開始日以降でないと適用できないため、賃貸借開始日より前の使用中に故障等発生した場合の修理等は貴市のご負担で対応されるという認識でよいでしょうか。	賃借物品となる灯具の設置からリース開始までの期間の故障等について、仕様書P.19「(ウ) 修繕及び保険 i」に記載している事由により故障した場合は事業者にて修繕をお願いいたします。
76	仕様書6(5)リースについて	満了後は無償での引き渡しとなるため、提案金額に固定資産税は含めないという認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No,	項目	質問	回答
77	納期遅延について	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など、受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか。	社会・経済情勢の悪化など事業者の責によらない不可抗力に起因することが証明できる場合は、別途協議させていただきます。 ただし、その間に不点灯となった灯具については、優先的に交換するなど影響を最小限とするよう対応をお願いいたします。
78	仕様書（５）リース物品以外の灯具の不具合時の対応について	リース物品以外の灯具の所有者はどちらになるでしょうか。 現時点の見込み数量はいくらになるでしょうか。 契約時に定めた単価にて個別対応と記載ありますが、不点灯の発生本数を見込むことはできないため、提案金額の範囲外で対応するという認識でよいでしょうか。	リース物品以外の灯具の所有者は、仕様書P.3（防犯灯設置管理業務対応一覧表）に記載のとおりです。 個別発注にてご対応いただきたい内容の発生数については、仕様書P.27別表第1（個別発注予定数量）に定めた数量を見込んでおります。提案上限額はこの数量の発注を見込んだ金額となります。
79	(1) 調査業務 ①調査 ア 調査対象	分電盤はどのようなもの指しますか？メータ付きのBOXのみで良いでしょうか？	公衆街路灯B契約の町会・自治会や、電線を地中化している箇所の引込柱などに分電盤がついているのではないかと想定しておりますが、どのような分電盤が設置されているか市では把握しておりません。
80	(1) 調査業務 ①調査 イ 調査対象見込数量	分電盤、遮光板等の附属物の数量は？	どれくらい分電盤や遮光板が設置されているかは市でも把握しておりません。 数量は、事業者の過去の実績等に基づき、合理的にお見積りをお願いします。
81	(1) 調査業務 ①調査 ウ 調査内容（ア）	i：分電盤とありますが、防犯灯のもの及び商店街路灯両方の分電盤（メータ付きのものだけ）を意味しますか？スイッチBOXは対象外でよいか。分電盤の定義を教えてください。商店街路灯の電力契約データがないと接続など数量の確認ができないのでは。地中引込の場合は正確な把握が難しいです。 ii：住所は●●一丁目1番地まででよいでしょうか？ iv：自動点滅器、メーター・タイマー・アダプターは分電盤内部にあるものとの解釈ですか？分電盤は通常施錠されているため。外から見える範囲でいいでしょうか？ 遮光版など個別は調査対象とするか？ 灯具内蔵型の遮光版は対象外でよいですか？	i 公衆街路灯B契約の町会や、電線を地中化している箇所の引込柱などに分電盤がついているのではないかと想定しておりますが、どのような分電盤が設置されているか市では把握しておりません。 商店街路灯についても、詳細を把握しておりません。 スイッチBOXを含め、附属物については調査をお願いいたします。施錠されている場合などはその旨のご報告をお願いいたします。 また、申し訳ありませんが、商店街路灯については電力契約データの提供はできません。可能な範囲でご対応をお願いします。 ii ●●一丁目1番地1または●●一丁目1番1号が原則となりますが、他の情報で位置を特定でき、仕様書記載の業務に支障がないのであれば、ご指摘のとおりとして差し支えありません。 iv 自動点滅器、メーター・タイマー・アダプターは分電盤内部にあると限定してはおりません。それぞれの有無について目視にて確認できる範囲で確認をお願いいたします。また、遮光板については、リース灯具設置の際に既存灯具と同様に設置していただくこととなりますので、こちらも調査対象となります。

No,	項目	質問	回答
82	(1) 調査業務 ①調査 ウ 調査内容 (ウ)	現場では河川区域、河川保全区域、公有地の区別は難しいと思われるが、河川付近などの報告でよいか？	登記の確認や測量までは求めてはおりませんが、可能な範囲で詳細な調査はお願いしたいと考えております。 公有地の判断は、市HPに掲載している固定資産台帳をご活用ください。（財務書類： https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/zaisei/003/index.html ）なお、県・国に関する情報・河川については、それぞれの機関にご確認ください。
83	5 事業の概要 (2) 町会等への意向確認 当該移管の対象となるのは、灯具のみであり	どのような状態のものでも移管対象とするのか？ 移管とする定義を教えてください。 故障（球無）のもの、建物又は他の設備に設置しているもの、電力契約がないもの、河川等許可申請がないもの。	基本的には電力会社との契約があるもの、かつ町会・自治会が継続してその場所への設置を希望しているものについては、故障しているものであっても移管の対象とする予定です。ただし、東電柱や電信柱、独立柱以外に設置されているもの、例えば住宅等の壁面に設置されている等の灯具については対象外とする予定です。
84	5 事業の概要 (4) 包括的な維持管理 管理シール	管理シールとあるがどの様なものに貼るのか？ また、数量を教えてください。 独立柱に管理プレートがつけられない場合を想定していますか？ 独立柱は管理シールとして数量を算定しますか？	独立柱などについてはシールにて対応することも想定されますが、独立柱にプレートが設置できるのであればそれでも問題ありません。プレート又はシール、あるいは併用でも構いませんのでそれぞれの特徴を活かしてご提案をいただければと考えております。
85	(1) 調査業務 ①調査 ウ 調査内容 (エ) 設備 及び管理上必要となる各種情報の調査 xi 設置に関する状況 防犯灯及び附属物の設置 状況が法令等に抵触していないか確認すること。	河川占用許可，官地占用許可，NTT共架添架申請など市から町会などへの提出依頼をしていますか？	現状、独立柱を新設する際には、補助金交付に必要な書類として占有許可証を求めています。NTTへの共添架許可については求めておりません。

No,	項目	質問	回答
86	(1) 調査業務 ①調査 エ 提供情報 (ア) 防犯灯 (イ) 商店街路灯	河川区域図データ、道路路線データ、その他管理者を特定するためのデータは提供されるのか？ 電力契約一覧データに引込柱番号があることが必須です。現地調査により電柱番号と照合するため。	<p>・河川区域図データ、道路路線データ、その他管理者を特定するためのデータについては、市ホームページに掲載されているデータをご活用お願いします。</p> <p>河川区域図データ https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/douro/005/p143761.html 道路路線データ https://webgis.alandis.jp/funabashi12/portal/rosenmouzu/index.html その他管理者を特定するためのデータ 固定資産台帳 (財務書類： https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/zaisei/003/index.html)</p> <p>・防犯灯については、同意をいただいた町会・自治会の電力契約一覧はありますが、商店街路灯については、電力契約一覧の提供はありません。商店街路灯については、提供する地図を基に、可能な範囲で調査をお願いいたします。</p>
87	③施工(プレート等の設置)イ(エ) 継続使用灯具	仕様書P.14の継続使用灯具分1,425灯は令和7年度以降設置された灯具と思いますが、これらについては灯具と場所を特定できてますでしょうか。また、設置年月日等はわかりますか？	継続使用灯具の設置場所と設置年月については、市から事業者へ情報提供いたします。
88	3 防犯灯管理システムの要件(1)⑥について	「⑥ 利用者は、市の担当部署のほか、事業者、コールセンター及び市の担当部署以外の庁内部署を想定している。」とありますが、事業者には地元工事会社も含んでいるとの理解でよろしいでしょうか？	構成員以外の地元工事会社の利用は現時点で想定しておりません。業務を遂行するうえで、地元工事会社の利用が必要となる場合は、市と協議となります。
89	3 防犯灯管理システムの要件(3)について	30ライセンスの同時接続が可能な性能を確保しますが、実際にはどのようなケースで市が10ライセンス以上の同時アクセスが発生するのでしょうか。	利用者は、システム仕様書P.1に記載のとおり、市の担当部署のほか、事業者、コールセンター及び市の担当部署以外の庁内部署を想定しています。利用者は各部署に複数名いる想定のため、偶発的に同時接続となる場合があるのではないかと考えております。
90	5 システム導入の(5)について	セキュアコンテナ内のブラウザから利用する際の制限や順守事項は何かありますか。※ファイルアップロード容量制限、ダウンロード制限やアクセス制限など	セキュアコンテナ内のブラウザから利用する際、一部ファイル(txtファイル等)のダウンロードは容量制限(1ファイル最大100MB)がありますが、基本的なファイル(Office製品やcsv、PDF等)のアップロード及びダウンロードは可能です。アクセス制限については、制限がかけられている場合は調整のうえ対応可能です。ただし、本事業では、庁内WEBGISとの連携はシステム同士を直接つなぐ想定ではなく、防犯灯管理システムから出力したデータを市で庁内WEBGISに取り込む想定となります。

No,	項目	質問	回答
91	5システム導入の(5)について	「市の庁内WebGISデータと連携できる機能を想定し」とありますがシステムの機能でなくても市が指定する項目をデータで提供できればよいでしょうか。	ご認識のとおりです。 庁内WEBGISと防犯灯管理システムの直接的な連携は想定していません。 防犯灯管理システムから出力したデータを、庁内WEBGISにて取り込む想定です。
92	10納品物について	要件定義書や基本設計書、システムテスト計画書などについてのレビューは市と直接実施しますか。	各納品物の記載内容について市にご説明いただく機会を設けていただきます。なお、説明時期については、市と協議のうえ決定するものとします。
93	15運用保守等の要件(7)について	「バックアップの日次で7世代保管すること」とは直近7日分の保持との理解で良いか。	ご認識のとおりです。
94	【船橋市防犯灯設置管理業務仕様書】 個別発注予定数量	P27 13新設(総予定数量5000灯)、14新設(総予定数量1800灯)の「新設」という定義は共架灯を新設との認識で宜しいでしょうか。	この2項目の違いは、既存防犯灯の撤去処分を含むかどうかの違いとなります。 独立柱については、引き続き町会・自治会管理となりますので、新設が独立柱設置だった場合、町会・自治会が独立柱を設置した後灯具を設置していただくこととなります。
95	【船橋市防犯灯設置管理業務仕様書】 調査業務 灯具交換工事	P4 「防犯灯については、地域環境を考慮した最適な配置案を提案する」とありますが、クラスB+を満足できなかった場合の新設防犯灯は共架、独立柱のどちらで積算すれば宜しいでしょうか。 また、共架、独立柱が混在する場合は見込みの割合をご教示ください。(調査を実施しなければ数量が不明であるため)	独立柱の本数については、市でも把握しておりませんが、全灯の15%が独立柱に設置されているものとして、仕様書に記載しております。配置案の独立柱の比率については、ご提案ください。 また、独立柱の柱部分については、引き続き町会・自治会管理となりますので、共架であっても、独立柱に設置する場合であっても、建柱費用は積算不要です。
96	【船橋市防犯灯設置管理業務仕様書】 リース	P15~16 令和10年度に新設する防犯灯及び付属物、約300灯は共架灯の認識で宜しいでしょうか。	大部分は共架灯ですが、独立柱への設置の可能性もあります。ただし、「柱」の所有・管理は町会・自治会に残りますので、この契約の中で独立柱を建柱していただくということはありません。町会・自治会が設置した独立柱に灯具を設置していただくのみです。
97	【船橋市防犯灯設置管理業務仕様書】 個別発注予定数量	P27 14新設(撤去処分、管理プレート等設置、電力会社申請含む)の意味合いについてご教示ください。	新設の際に既存灯具撤去処分、管理プレート等設置、電力会社申請を行っていただくという意味です。 この項目を含んだ施工単価を算出ください。
98	【船橋市防犯灯設置管理業務仕様書】 調査業務	P6 独立柱・中間柱の点検結果により交換が必要と想定される概算数量をご教示ください。	独立柱、中間柱の本数や状態を調査していただきますが、交換工事は仕様に含まれておりません。
99	実施要領 P 6 書類作成の留意事項	・LED防犯灯の仕様について、仕様に合致していれば提案書提出時点の機器から設置時点での最新の機器に変更しての納入は可能でしょうか。 (提案から機器納入まで、1年以上の期間があるため。弊社モデルチェンジも予定しています。)	問題ありません。ただし、灯具のモデルチェンジを理由に見積合わせ時からリース料(灯具単価)を上げることはできません。

No,	項目	質問	回答
100	実施要領 P3 (4) 応募者の資格⑥	「元請として8,000灯以上の現地調査、灯具更新及び維持管理の契約実績」とございますが、現地調査を含んだ灯具更新等（調査と工事とを分けずに同時実施）の契約実績でもよろしいでしょうか。	問題ありません。
101	実施要領 P4 参加申込書提出書類③	「契約実績一覧」の実績の件数にご指示ございますでしょうか。下限等ございましたらご教示をお願いします。	参加要件となる実績は8,000灯以上としてください。 提案書に記載していただくその他実績については下限はありません。
102	実施要領 P6 (2) 提案書の記載事項	提案書は枚数制限はございますでしょうか。 また制限がある場合、カタログ等の付属資料は除いてもよろしいでしょうか。 (例) 「(2) 提案書の記載事項」にて①～⑪の各内容毎に●●ページ以内等	枚数制限はありません。
103	実施要領 P6 書類作成の留意事項	提案書上、応募者の社名はオープン（例：●●株式会社等）でよろしいでしょうか。又は、クローズ（例：A社等）でしょうか。	提案書には、●●株式会社等、企業名の記載をお願いします。
104	実施要領 P6 書類作成の留意事項④	「使用する文字は、横書き11ポイント以上」とございますが フォント（明朝体など）は任意でよろしいでしょうか。	任意で構いません。
105	実施要領 P7 プレゼンテーション (5) 説明資料	提案書以外の資料（PowerPoint等）は審査当日のご提出でよろしいでしょうか。	当日のご提出で問題ありません。
106	実施要領 P8 その他留意事項 (6) 契約の主体	共同体の代表企業と市の2社で締結する、とございますが、事前に契約書案を確認することはできますでしょうか。	参加申込を行った事業者に対して、別途メールにてお示しいたします。
107	仕様書 P15 (5) リース	リース終了後は、事業者が設置したリース物品を市に無償譲渡することとございますが、固定資産税の納付の可否をお示しくください。	固定資産税の納付は不要です。
108	仕様書 P24 支払に関する事項	リースは10年間の月払いとありますが、債務負担行為になりますでしょうか。	債務負担行為となります。
109	仕様書 P28 予想されるリスクと責任 分担（設置段階）	市及び事業者の責によらない事情により納期遅延が発生した場合、指名停止等の措置はなく、業務委託期間、リース料等の変更等を協議いただけますでしょうか。	社会・経済情勢の悪化など事業者の責によらない不可抗力に起因することが証明できる場合は、別途協議させていただきます。 ただし、その間に不点灯となった灯具については、優先的に交換するなど影響を最小限とするよう対応をお願いいたします。